

# 情報提供

2020年4月24日

大阪市商店会総連盟 常任理事 様  
各区商店会連盟 事務局ご担当者 様

大阪市商店会総連盟 事務局

## 通常総会の開催対応について

いつもお世話になっております。

さて、標題について、お問い合わせが多数ありましたので、大阪市経済戦略局の方で整理していただきました。

該当単組商店街への周知のほど、よろしく願いいたします。

なお、ご不明なところがありましたら下記担当までお問い合わせください。

【担 当】 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課（商業担当）

弓削、高平、桑野

電話番号 06-6615-3781

FAX 番号 06-6614-0190

令和2年4月24日

各商店街団体代表者 様

大阪市経済戦略局  
産業振興部商業担当課長

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた  
商店街団体等の通常総会の開催対応について

平素は大阪市政にご理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

商店街振興組合の通常総会については、商店街振興組合法第57条の定めにより「通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されておりますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止するという観点から、通常総会の開催方法について、以下の点を踏まえてご対応頂きますようお願いいたします。

なお、商店街振興組合法に準じた規約等により活動されている任意団体についても同様に  
ご対応頂きますようお願いいたします。

1. 【通常総会の延期】

通常総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、天災その他の事由によりその時期に通常総会を開催することができない状況が生じたときには、その状況が解消された後合理的な期間内に通常総会を開催することができます。

2. 【少人数での開催】

商店街振興組合法では、日時・場所等を定め、一定の出席者のもと議長を選任するなどのうえ、総会を開催する必要がありますので、近日に開催を予定されている場合は、書面又は代理人（委任状）をもって総会での議決権を行使していただき、少人数での開催になるようお願いいたします。（別紙参照）

なお、会場内は「密閉」「密集」「密接」という「3密」の条件とならず、人との接触を極力避けた状態にしていただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

担 当 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課（商業担当）  
（弓削、高平、桑野）

電話番号 06-6615-3781 FAX 番号 06-6614-0190

(別紙)

〇〇 〇〇 宛  
〇〇〇〇商店街振興組合通常総会に

ご出席 ・ ご欠席

商店名

組合員氏名

印

ご欠席の場合、下記1もしくは2のどちらかを選択し、必要事項を記入ください。

1. 議決権を行使する

第1号議案	原案に対し	賛成	・	反対
第2号議案	原案に対し	賛成	・	反対
第3号議案	原案に対し	賛成	・	反対

2. 代理人に委任する

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、令和2年〇月〇〇日開催の令和2年度〇〇〇〇商店街振興組合通常総会の議決事項に関する議決権行使について委任いたします。

代理人住所

代理人氏名

印

なお、代理人は、組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員であること（定款第〇条第〇項）及び代理人が代理する組合員は〇人以内（定款第〇条第〇項）となります。また、商店街振興組合法第63条第3項に基づき議長は組合員として総会の議決に加わる権利を有しませんので、ご注意ください。

(注意事項)

- ・ 書面議決書を活用する場合は、総会の開催通知文とともに議案書を同封する必要があります。
- ・ 定款の定めにより、代理人が代理することができる組合員の数には上限があります。
- ・ 総会の議長には議決権がなく、委任状に議長に委任する旨が記載された場合は無効となります。